

議案第61号

向日市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

向日市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月25日提出

向日市長 安田 守

条例第 号

向日市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

向日市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第6号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正	現 行
<p>（議員報酬）</p> <p>第1条 議会の議長、副議長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。</p> <p>議長 月額 <u>485,000円</u></p> <p>副議長 月額 <u>450,000円</u></p> <p>議員 月額 <u>410,000円</u></p>	<p>（議員報酬）</p> <p>第1条 議会の議長、副議長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。</p> <p>議長 月額 <u>475,000円</u></p> <p>副議長 月額 <u>440,000円</u></p> <p>議員 月額 <u>400,000円</u></p>

附 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。